

請願第 3 号 平成 25 年 8 月 29 日受理

件 名 「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」の提出を求
める請願

請 願 者 さいたま市浦和区高砂町 21-1
埼玉県新聞販売組合
組合長 市川謙示 外 7 名

紹 介 議 員 新井清次、小林甚一、松本富男、須永宣延、閑野高広

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

【件 名】

「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

私たちは、新聞をふくむ文字文化は、米・水などととともに、日本の国を形作ってきた基礎的財と考えます。

新聞は国内外の多様な情報を、その戸別配達網により埼玉県下へ、全国へ、日々ほぼ同じ時刻に届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を下から支え、あわせて文字文化興隆の中軸の役割りを果たし続けています。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、伝統的な勤勉性ととともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割りを大きく果たしてきたことは広く認められるところです。

欧米の例を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を執っている所以です。

近年、活字離れが進むなかで、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されています。加えて今回の消費税率引上げにより、新聞離れが格段と加速される恐れがあると危惧します。

よって消費税率が8%、10%いずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて肝要な施策と考え、下記について、地方自治法第99条の規定にもとづき国への意見書を提出していただきたいと願ひ、請願いたします。

【請願事項】

- 1、消費税率引き上げにさいし、新聞への軽減税率の適用を実現すること